

議 事 日 程

令和 8 年第 1 回浜中町議会定例会

令和 8 年 3 月 1 1 日午前 1 0 時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 2 4 号	令和 8 年度浜中町一般会計予算
日程第 3	議案第 2 5 号	令和 8 年度浜中町国民健康保険特別会計予算
日程第 4	議案第 2 6 号	令和 8 年度浜中町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 5	議案第 2 7 号	令和 8 年度浜中町介護保険特別会計予算
日程第 6	議案第 2 8 号	令和 8 年度浜中診療所特別会計予算
日程第 7	議案第 2 9 号	令和 8 年度浜中町水道事業会計予算
日程第 8	議案第 3 0 号	令和 8 年度浜中町下水道事業会計予算
日程第 9		閉会中の継続調査の申し出について (総務経済常任委員会・社会文教常任委員会・広報公聴 常任委員会・議会運営委員会)

開 議 宣 告

○議長（落合俊雄君） 前日に引き続き、会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（落合俊雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、前日同様であります。

日程第2 議案第24号 令和8年度浜中町一般会計予算

○議長（落合俊雄君） 日程第2、議案第24号の質疑を続けます。
歳入、10ページの第1款町税の質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。
次に、第2款地方譲与税の質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。
次に、第3款利子割交付金の質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。
次に、第4款配当割交付金の質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。
次に、第5款株式等譲渡所得割交付金の質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。
次に、第6款法人事業税交付金の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 質疑なしと認めます。

次に、第7款地方消費税交付金の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 質疑なしと認めます。

次に、第8款環境性能割交付金の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 質疑なしと認めます。

次に、第9款国有提供施設等所在市町村助成交付金の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 質疑なしと認めます。

次に、第10款地方特例交付金の質疑を行います。

5番川村義春議員。

○5番(川村義春君) 地方特例交付金について質問をいたします。

説明によりますと、地方揮発油譲与税及び環境性能割廃止に伴う減収補填によって4270万円が減じられておりますけれども、内容的には地方財政計画という話もあったように聞きますので、もう少し詳しくお知らせをいただきたいと思います。

○議長(落合俊雄君) 企画財政課長。

○企画財政課長(渡部幸平君) 地方特例交付金が新年度に4560万円ほど増額になっている理由をお答えします。

まず、地方揮発油譲与税につきましては、国がガソリン1リットル当たり4.4円の地方揮発油税として徴収し、その全額を道及び市町村へ道路整備等の財源として配分するものです。地方揮発油税はガソリン暫定税率に含まれて徴収されるのですが、この暫定税率が令和7年度末をもって廃止されることに伴い、地方揮発油税も実質廃止と相なったということです。

また、環境性能割につきましては、普通自動車を取得した際に燃費性能や排ガス基準の達成度に応じて課税されるものでして、道が徴収し、その一部を市町村へ配分する仕組みです。こちらは、2026年度税制改正の大綱で令和7年度末をもって廃止することが決定され、市町村への配分がなくなるということです。

しかしながら、廃止のままでは市町村への配分がなくなるということで、国としては、地方揮発油譲与税と環境性能割の廃止に伴い、その減収補填として地方特例交付税の中に関連する減収補填特例交付金を創設することになりました。こちらは、議員のおっしゃる

とおり地方財政計画に盛り込まれたものです。

地方揮発油譲与税と環境性能割の補填分、従来の住宅借入金の特別税の控除分をまとめて新年度4560万円の予算を計上しました。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

次に、第11款地方交付税の質疑を行います。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 予算説明の中で、地方交付税については地方財政計画及び地域おこし協力隊員8名分の委託料計上に伴う増だということでしたが、地域おこし協力隊の8名分については、多分、特別交付税の2000万円が増えた分に含まれているのかなと思うのです。特別交付税が2億7000万円予算計上されていますが、そういうことでよろしいでしょうか。

次に、普通交付税34億3500万円についてです。

2500万円の増ですが、伸びた要因が分かればお知らせをいただきたいです。また、その交付税を使った留保財源が今どのくらいあるのか、お知らせをいただきたいと思えます。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） それでは、15ページの地方交付税のご質問にお答えします。

まず、特別交付税2000万円の増についてです。

議員もご承知のとおり、令和7年度から本格的に協力隊を活用しております。特別交付税の内訳は町村には一切示されないものですから、7年度の予算組みの段階においては堅く見込み、協力隊の人件費は、満額ではなく、半額程度の2000万円を増額させていただきました。しかし、いろいろな市町村から情報収集をしましたら、協力隊についてはルールで満額支給されるという情報もございました。そういった情報を基に、今年度は令和6年度の2億3000万円に2000万円をプラスして2億5000万円、新年度は2億3000万円に4000万円をプラスして2億7000万円の予算計上をさせていただきました。

続きまして、普通交付税についてです。

新年度、普通交付税が2500万円ほど増えております。これは、国の予算が景気に左右されますが、交付税全体の総額が増えたことで実質配分額も増えたためです。

令和8年度の普通交付税の積算につきましては、町の起債、借入れの状況も踏まえて算入額を算出し、令和8年度地方財政計画に示された方法などによって算出しております。その結果、令和8年度の普通交付税については35億2380万円と見積もってございます。

議員のご質問にありました留保財源についてですが、先ほどの金額の2.5%を留保財源と考え、額としては8809万円となります。まずはこちらを差し引いて、さらに端数を調整し、34億3500万円を当初予算として計上しました。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 詳しくご説明をいただきました。

地域おこし協力隊については、特別交付税の中で見られているということで確認をさせていただきました。ルール分としては2分の1を見込んでいただけども、100%充当されるという話がありましたよね。それが確定した段階で追加交付されると見込んでよろしいかと思うのですが、それもお知らせいただきたいと思います。

次に、普通交付税についてです。

伸びた理由について伺ったのですけれども、国全体の景気がよくて、国税三税の収入が増えたことによって地方への配分額が増えたと理解します。

地方財政計画上、35億2380万円を見込んで算出したのだけれども、その2.5%を留保財源として置いているので、今、8080万9000円を留保財源として持っているという話ですが、それもお知らせいただきたいと思っています。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） お答えいたします。

留保財源ですが、2.5%の8809万円を見込んでおります。内容については議員がおっしゃるとおりです。

次に、特別交付税についてです。

特別交付税は3月下旬のぎりぎりであれば額が示されないのですけれども、近隣町村の情報によりますと満額が特別交付税に算入されるということですので、新年度の特別交付税はそのあたりが加味された金額が交付されるものと考えております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

次に、第12款交通安全対策特別交付金の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

次に、第13款分担金及び負担金の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

次に、第14款使用料及び手数料の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 質疑なしと認めます。

次に、第15款国庫支出金の質疑を行います。

6番田甫哲朗議員。

○6番(田甫哲朗君) 1点だけです。

民生費国庫補助金の児童福祉費補助金の児童虐待防止対策等総合支援事業費補助186万3000円についてです。

この名称としては初めてのようになります。令和7年度の当初予算でここにあったのは子ども・子育て支援事業補助として、それに代わるものかなと思うのですが、この名称を見ると補助金の使途がかなり限定されたように見えます。

186万3000円の歳出の充当先が探せなかったのですけれども、どこに充当されているのでしょうか。

○議長(落合俊雄君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(川村則彦君) 21ページの児童虐待防止対策等総合支援事業費補助186万3000円についてご説明申し上げます。

この補助金は令和7年度に子ども・子育て支援事業費補助として計上されていたもので、本来は令和8年度も同じ名称でした。しかし、令和7年度の子ども・子育て支援事業費補助は、補助のくくりとして大き過ぎました。福祉関係には大きいくくりの中で枝分かれしているものが結構多いのですけれども、補助金の交付申請なども令和8年度の予算書の名称で来るものですから、それとの突き合わせも兼ねて、道費も同様で、変更させていただきました。

内容については今年度から変わらないのですけれども、具体的にどの歳出科目に充当されるのかを申し上げますと、まず、子ども家庭総合支援拠点に要する経費の会計年度任用職員の報酬と期末勤勉手当に一部充当されます。そのほか、子ども発達支援事業に要する経費の巡回支援専門員派遣事業に充当されます。

補助割合は今年度から何一つ変更はございませんので、名称の変更ということでご理解いただきたいと思います。

○議長(落合俊雄君) ほかにありませんか。

5番川村義春議員。

○5番(川村義春君) 総務費国庫補助金の総務費補助金の地域未来交付金についてです。

6406万8000円が皆増となっております、これについては歳出のふれあい交流公園整備事業に関わる特定財源だと理解しております。

例えば、入札の結果、減額となった場合です。2か年の継続費ですから、次年度も当然のごとく地域未来交付金として措置されると思いますし、減額となった場合は影響するのではないかなと思うのですが、それはどうなのかを聞いておきたいと思います。

○議長(落合俊雄君) 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） それでは、21ページの地域未来交付金のご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、議員がおっしゃるとおり、これから再度積算をして入札にかけていくこととなります。事業費の2分の1になりますので、現時点の予算額は積算を精査する前の金額でして、実際に入札して額が決まれば幾らかが減額されると見込んでおります。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。
次に、第16款道支出金の質疑を行います。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 24ページの農林水産業費道補助金の林業費補助金のうち、25ページの合板・製材生産性強化対策事業補助5060万円の皆増についてです。

説明を聞き漏らしました。林業費ですから、林業専用道の開設に関わるものかなと思うのですが、内容について再度お知らせをいただきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） 25ページの合板・製材生産性強化対策事業補助5060万円について申し上げます。

これは、国の合板・製材生産性強化対策事業補助を活用して行うものでして、中身につきましては、先日の答弁にもございましたが、委託料860万2000円に工事請負費4199万8000円を足した5060万円が100%補助となっております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。
次に、第17款財産収入の質疑を行います。
質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。
次に、第18款寄附金の質疑を行います。
質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。
次に、第19款繰入金の質疑を行います。
質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

次に、第20款繰越金の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 質疑なしと認めます。

次に、第21款諸収入の質疑を行います。

6番田甫哲朗議員。

○6番(田甫哲朗君) 37ページの地域公共交通確保維持改善事業費補助272万5000円についてです。

令和7年度までは総務費国庫補助金で計上されていたと思いますし、金額については数十万円の減額となっておりますが、諸収入として計上されるようになった要因は何ですか。もともとは国庫補助金だから、ここでの計上も国からのものかなと思うのですが、諸収入で見えるようになった経緯と272万5000円の原因はどこにあるのかを説明していただきたいと思います。

次に、今さらですが、その下の雑入のうち、雑入という項目についてです。

主なものでいいですが、ここに載っている102万8000円はどういうものなのかを説明していただきたいと思います。

○議長(落合俊雄君) 企画財政課長。

○企画財政課長(渡部幸平君) それでは、予算書37ページの地域公共交通確保維持改善事業費補助についてお答えをいたします。

議員がおっしゃるとおり、令和7年度までは総務費国庫補助金で受けておりました。この補助金自体は公共交通の路線維持に対して国から交付されるものでして、令和7年度までは市町村の申請で交付されておりました。しかし、令和8年度については公共交通協会からの申請でなければ交付されない制度に変わっております。本町でいいますと、浜中町地域公共交通活性化協議会からの申請でなければこの補助金を受けることができませんので、令和8年度についてはそのような取扱いとし、活性化協議会から町に収入をいただくということで諸収入で予算組みをしております。

次に、雑入についてです。

今、手元に資料がございませんので、本日中に提出をさせていただきたいと思います。

(発言する者あり) いかげんなことを言うわけにもまいりませんので、きちんと資料をご提出させていただきたいと思います。

○議長(落合俊雄君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 質疑なしと認めます。

次に、第22款町債の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

次に、各表の質疑を行います。

第2表継続費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

次に、第3表債務負担行為の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

次に、第4表地方債の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これで議案第24号の質疑は全て終わりました。

これから議案第24号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第25号 令和8年度浜中町国民健康保険特別会計予算

○議長（落合俊雄君） 日程第3、議案第25号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第25号令和8年度浜中町国民健康保険特別会計予算について、提案の理由をご説明申し上げます。

本会計の予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9640万7000円と定め、前年度当初より約0.7%、801万2000円の減額となります。

予算の内容につきまして、主なものを申し上げますと、歳出1款総務費は国保事業の運

営及び国保税の賦課徴収などの事務的経費で772万9000円、2款保険給付費は診療機関に対する給付費や高額療養費、出産育児一時金などで7億512万9000円、3款国民健康保険事業費納付金は3億6129万円、4款保健事業費は健康づくり事業、特定健診等及び医療費適正化特別対策事業に要する経費などで1975万9000円、5款諸支出金は保険税還付金で150万円、6款予備費で100万円を計上しております。

一方、歳入につきましては、1款国民健康保険税は3億2080万3000円、2款道支出金は歳出の保険給付費分の普通交付金と特別交付金で7億2456万3000円、3款財産収入は国保財政調整基金の積立利息29万円、4款繰入金は保険税の軽減分、保険者支援分及び事務費分などで5074万6000円、5款繰越金は科目設定で1000円、6款諸収入は科目設定で4000円を計上しております。

なお、本予算につきましては、去る2月20日開催の令和8年第1回浜中町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいているところであります。

また、令和8年度の保険税率等の改正につきましては、北海道の標準税率を参考として、地方税法等の改正と財政状況を見極めながら、所得が確定した後、6月定例会においてご提案させていただきます。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては保険課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（久野義仁君） それでは、令和8年度浜中町国民健康保険特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

議案番号を25と、提出日を4日と記入願います。

議案第25号令和8年度浜中町国民健康保険特別会計予算について補足説明をいたします。

令和8年度浜中町国民健康保険特別会計の予算は、第1条で歳入歳出予算の総額を10億9640万7000円と定めようとするもので、第2項では歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によるとしております。

2ページの第1表歳入歳出予算及び3ページの歳入歳出予算事項別明細書は説明を省略させていただきます、説明の便宜上、歳出から説明いたします。

8ページをお開きください。

歳出1款総務費1項総務管理費1目一般管理費624万2000円は192万9000円の減、共同電算化に要する経費560万円、12節委託料146万5000円は北海道国民健康保険団体連合会へのレセプトなどの電算処理委託料、18節負担金311万9000円は、国民健康保険事務に係るシステム負担金で、国民健康保険保険者ネットワーク負担金、北海道クラウド運用負担金など、一般事務に要する経費35万1000円は、8節旅費14万2000円は国保各システム操作説明会等の普通旅費、10節需用費1万1

000円は国保管理に係る書籍の購入など、基金積立金29万1000円は国民健康保険財政調整基金利子積立金、10ページの2目国民健康保険団体連合会負担金48万5000円は1万4000円の減で、18節負担金、北海道国民健康保険団体連合会負担金となります。

2項徴税費1目賦課徴収費84万5000円は29万9000円の減、保険税賦課徴収事務に要する経費は、徴収業務用の公用車燃料代などの経費、納税通知書の作成及び郵送料など、3項1目運営協議会費15万7000円は前年度同額、国民健康保険運営協議会に要する経費は委員報酬及び費用弁償などとなります。

2款1項保険給付費1目療養諸費については、北海道参考値を基に算出、療養給付費6億359万1000円は731万1000円の減、12ページの療養費418万5000円は154万2000円の増、診療報酬審査に要する経費178万5000円は33万円の減、2目高額療養費9043万8000円は199万8000円の減で、北海道参考値を基に算出、高額介護合算療養費15万円は前年度同額、3目移送費6万円は前年度同額、4目出産育児諸費450万円は50万円の減で、出産育児一時金1件当たり50万円の9件分を見込み計上、5目葬祭諸費42万円は9万円の増、14ページの傷病手当金は請求期間満了により皆減となっております。

3款1項1目国民健康保険事業費納付金3億6129万円は272万7000円の増で、北海道が算定した令和8年度の療養給付分、後期高齢者支援分、介護納付分、子ども・子育て支援分の事業費納付金となります。

4款1項保健事業費1目保健衛生普及費160万6000円は5万9000円の減で、健康づくり事業に要する経費は医療費通知、人間ドック健診助成、一般会計繰出金は国保加入者のインフルエンザ予防接種及び肺炎球菌予防接種経費相当分、2目疾病予防費56万6000円は7万5000円の増で、疾病予防事業に要する経費は40歳未満の若年検診委託料となります。

2項1目特定健康診査等事業費1170万6000円は98万円の増で、特定健康診査に要する経費は特定健診実施等に係る関連費用相当分となります。

16ページの3項1目医療費適正化対策事業費588万1000円は26万円の減で、医療費適正化特別対策事業に要する経費は医療費適正化対策事業委託料外となります。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目保険税還付金150万円は、保険税過誤納還付金及び返還金で前年度同額となります。

18ページの6款1項1目予備費100万円は前年度同額、歳出合計は10億9640万7000円で、前年度と比較し、801万2000円の減となります。

20ページの給与費明細書につきましては説明を省略させていただき、次に歳入の説明をいたします。

4ページをお開きください。

歳入1款1項1目国民健康保険税3億2080万3000円は1389万8000円の

増、医療給付費分現年課税分2億1267万3000円は824万円の増で、北海道算定額から示された納付金に保健事業費等を加算、保険者努力支援分などの収入を減算し、収納率96%で保険税収納必要額として計上、後期高齢者支援分現年課税分6674万5000円は44万4000円の減で北海道算定額を計上、介護納付金分現年課税分2859万8000円は142万7000円の減で北海道算定額を計上、子ども・子育て支援納付金分現年課税分677万6000円は令和8年度より賦課徴収するもので北海道算定額を計上、医療給付費分滞納繰越分397万3000円、後期高齢者支援分滞納繰越分132万8000円、介護納付金分滞納繰越分71万円は過去3か年の平均収納率で計上となります。

2款道支出金1項道補助金1目保険給付費等交付金7億2456万3000円は1854万円の減、普通交付金7億512万9000円は851万3000円の減で歳出における保険給付費に対応する交付金、特別交付金保険者努力支援分999万9000円は182万円の減で医療費適正化などの取組に対する交付見込み分、特別調整交付金215万1000円は81万2000円の減で見込み計上、北海道繰入金543万4000円は756万4000円の減で医療費適正化及び収納対策の取組に伴う繰入金、特定健康診査等負担金185万円は16万9000円の増で特定健診及び詳細健診の費用の法定負担分を計上となります。

3款財産収入1項財産運用収入29万円は国民健康保険財政調整基金の利子分を計上となります。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金5074万6000円は365万6000円の減で、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）2468万1000円は67万4000円の増で、保険税の7割、5割、2割の軽減分で北海道から示された算定額を計上、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）1533万8000円は47万9000円の減で保険税の軽減対象者に応じた財政支援分で北海道から示された納付金算定結果に基づいて計上、保険基盤安定繰入金（未就学児均等割分）126万3000円は26万8000円の減で見込み計上、産前産後保険税繰入金41万4000円は4万1000円の減で保険税の軽減見込額を計上、財政安定化支援事業繰入金18万3000円は10万1000円の減で標準保険料率の算定結果に基づき計上、6ページの事務費繰入金886万7000円は10万7000円の減で歳出総務費などの事務費から国保財政調整基金利子分と北海道の特別調整交付金を控除した額を見込み計上したものです。

5款1項1目繰越金1000円は前年度同額、前年度剰余金は科目設定となります。

6款諸収入1項延滞金及び過料1目延滞金は前年度同額を科目設定したものです。

2項雑入1目第三者納付金、2目返納金及び3目雑入はいずれも科目設定です。

歳入合計は10億9640万7000円で、前年度と比較して801万2000円の減となります。

以上、議案第25号の補足説明といたしますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

願ひ申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第25号の質疑を行います。

歳入歳出一括で行います。

8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 1点だけお伺いさせていただきます。

9ページの共同電算化に要する経費のうち、18節負担金、補助及び交付金の北海道クラウド運用負担金についてです。

令和7年度の当初予算が559万7000円で、その前年度から比べると33万5000円アップの予算でした。8年度予算は287万3000円の減です。7年度は北海道クラウドからガバメントクラウドへの移行の経費などがあってアップしたこともありますけれども、半減近くになっております。

ガバメントクラウドに移行すると、ランニングコストが抑えられるほか、セキュリティが強化される場所ですが、北海道クラウド運用負担金として8年度の予算で272万4000円がついており、このまま北海道クラウドで運用される利点をお伺いします。

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（久野義仁君） 9ページの共同電算化に要する経費の北海道クラウド運用負担金272万4000円についてお答えいたします。

令和7年度の559万7000円は、ご質問にあったとおり、ガバメントクラウドに移行する費用として増額の計上をさせていただき、北海道の標準システムに移行しなければならない分をガバメントクラウドに移行しました。標準システムにはほかにも項目があるのですけれども、国保分を移行させていただいたということです。ガバメントクラウドに移行した国保のシステムは、国の国保中央会から示された項目に基づき、こちらだけをガバメントクラウドのほうに移行しております。

中央会から示された項目以外、要するに従前から使っている北海道クラウドというシステムは、従来どおり令和8年度以降も使います。北海道クラウドで使用する項目につきましては、これまでと同様です。レセプトや診療報酬明細等の電算化のほか、保険者間の様々な連携も行っているものですから、保険者と医療機関との間で密接な連携を図らなければ適正な医療費を集約できないということもありまして、従来どおり、北海道クラウドを利用することにしております。

一部、標準化システムに移行することによってランニングコストは下がります。ただ、北海道クラウドに残っているものは標準システムには移行できませんので、原課では令和8年度以降もこのぐらいの経費がかかるのではないかと捉えております。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） おおむね理解しました。

今後、北海道クラウドの運用は減っていくと見てよろしいのでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（久野義仁君） 再質問にお答えします。

先ほど申し上げたとおり、医療機関にかかった被保険者の各種データは莫大な量です。これからかかる医療費や医療機関にかかる被保険者が増えれば増えるほど業務は増えていきます。もしかしたらより有利なシステムがあれば、そちらに移行することも考えられますが、現在は推奨されている北海道クラウドを利用することを町としては考えております。

さらなるコスト削減のためには様々な提案が自治体からなされると思います。本町としても270万円という経費がかかっていますので、さらなるランニングコストの削減に向けた提案や要望は引き続きしていきたいなと思っております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 私からは3点ほどお聞きします。

13ページの出産育児一時金のうち、負担金の出産育児一時金についてです。

今年度より50万円減額になっておりますが、減額になった理由と最近の実績、また、令和8年度の見込みについて説明を願いたいと思います。

次に、13ページの葬祭費のうち、15ページの18節負担金、補助及び交付金の葬祭費についてです。

これは何か、疑問なので、説明をお願いいたします。

次に、15ページの特定健康診査等に要する経費のうち、17ページの12節委託料についてです。

検診等委託料が今年度は448万円で令和8年度は248万5000円が増額されていまして、その下の特定健診受診勧奨事業委託料が逆に減額になっておりますが、その要因をご説明願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（久野義仁君） まず、13ページの出産育児一時金450万円について説明いたします。

まず、最近の実績を説明いたしますが、令和4年度が4件、令和5年度が12件、令和6年度が9件です。そして、減額の理由についてですが、1年分の出生数がなかなか見込みづらいということがあります。算定する基礎としては、3年間の出産の平均値を用いて計上しているところですが、当然、出産数が増えれば喜ばしいことですし、その都度、補正をさせていただいております。なお、令和7年度につきましては、当初の10件分ら2件追加しており、想定よりは増えている状況です。

次に、15ページの葬祭費とは何かについてです。

まず、葬祭費は国民健康保険に加入されている方が対象になります。被保険者がお亡くなりになった場合、一律3万円を葬祭費として支給しております。浜中町国民健康保険税条例に亡くなった場合には3万円を支給するという定めがありまして、根拠としてはこの条例となります。

なお、後期高齢者につきましては、後期高齢者医療広域連合会で定めがございまして、こちらと同額の3万円を後期高齢者の被保険者には支給しておりますので、参考までにお伝えします。

最後に、17ページの検診等委託料についてです。

検診等委託料696万5000円についてですが、令和7年度に実施しましたら、健診受診率が令和6年度に比べて下がっていました。下がる要因は様々ありますけれども、当然、様々な取組をしていかなければ受診率の向上にはつながっていかないということで、町としましては、検診等委託料については増額計上させていただきました。

ちなみに、参考までに健診受診率をお伝えしますと、令和5年度が28.9%、令和6年度が33.3%、令和7年度が29.9%、人数につきましては、令和7年度が350人、令和6年度が396人ということで、50人程度が減っております。様々な課題がありますので、取組を強化していきたいと思っております。

次に、その下の特定健康受診勧奨業務委託料についてです。

こちらにつきましては、受診されていない方に対する受診勧奨です。受けていない人には何らかの理由があるのだらうと思うのですが、過去に特定健診を受診された方への呼びかけなどを業務委託でやらせていただいております。そういった業務は国民健康保険連合会に委託しているのですが、1年間、受診勧奨業務をやっていただく分の委託料です。その年によって単価の上限がありますので、費用は当然動いてくるのですが、新年度予算では示された額を委託料として計上しております。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 葬祭費については分かりました。あのお金ですねという感じです。出産育児一時金についてです。

今、出生率が非常に少ないです。昔のことを言っただけではあれですが、私の時代は病院から出るときにお金を払わないといけませんでした。今は申請か何かをして、自分で用意しなくてもよくなっているのでしょうか。

次に、検診等委託料についてです。

健診の方が少なくなっているから、逆にいろいろなことをやっていくために増やしているという説明でした。私は、健診のことを周知され、健診を受ける人が多くなっているのかなというイメージだったので、逆だったということなのですね。

今後、今以上にどのようなことをしようと思っているか、お答え願います。

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（久野義仁君） まず、出産育児一時金についてです。

三膳議員から、昔は出産費用を事前に用意して医療機関にお支払いし、前もって準備されて出産を迎えるというお話がありましたが、今の子育て一時金は、医療機関が代理受領することができておりまして、出産前に手続をされると全てを医療機関に委任する形で50万円を超えない限りは窓口負担がありません。そして、50万円を超えたら50万円

まで、50万円以下であれば差額分を請求していただいておりますという仕組みになっております。

次に、今後の特定健診の受診率についてです。

おっしゃるとおり、医療費は国民健康保険の保険料に直接影響しますし、その予防策としては、若年層から後期高齢に至るまでの健康診査、健康予防と考え、我々もきめ細やかなアプローチをしております。

しかし、農・漁業の方が半数を占めている中で特定健診になかなか足が向かないという事情も当然あるかと思えます。そういった方には人間ドックの受診勧奨もしているのですが、受診に至っていないのは私たちの努力不足も当然否めません。

ほかの自治体の特定健診受診率向上に向けた取組なども参考にしながら、委託している機関としっかりと協議もさせていただいておりますし、健康福祉課には保健師も常駐しておりまして、毎年、保健師の方に献身的に特定健診の業務に当たっていただいております、我々としても非常に感謝しております。

受診率向上に向けた取組は待ったなしですし、医療費をこれ以上かけないためにも取組の強化が必要になってきます。今、ここで何をやるという答えを申し上げることはなかなかできないですし、お金がかかるところもあるかもしれませんが、今後も強化に向けた取組をしていきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） まず、国民健康保険の在り方、仕組みについてです。

毎年、冒頭で聞いているのですけれども、どういう仕組みになっているか、確認の意味でお尋ねしておきたいと思えます。

まず、保険給付に必要な費用を北海道が負担し、その財源として市町村が北海道へ納付金を納める方式となっており、北海道は、各市町村の医療費や所得を基準に市町村ごとに納付金の額を決定して市町村は納付金の額に応じた国保税を賦課し、本町は、前年所得を基に前年度繰越金の一部のほか、激変緩和措置として国保財政調整基金などを減税財源に充てて税率改正をしている状況にあります。納期については、前は短かったのですけれども、今回は9期となっており、それぞれの被保険者数や1世帯平均当たりの課税額を出し、課税世帯が何世帯、1世帯当たりの平均課税額、限度額の算定を進められていると思っておりますが、よろしいでしょうか。

次に、歳出の15ページの国民健康保険事業費納付金についてです。

納付金の金額が新年度予算では3億6129万円です。前年度対比で272万9000円が増えているわけですが、増えた要因についてお知らせください。また、前段に納付金の額に応じた国保税を課税すると言っておりました。今回の272万円は大した金額ではないと思うのですが、そのことによって国保税は上がるのでしょうか。あわせて、先ほど言った限度額等についての制度改正はあるのでしょうか。

本町の場合は6月に国保税率の見直しをするわけですので、今年の3月15日までの確定申告が終わって国保加入者の所得が決まり、それを見ながら税を課税することになると思うので、今の質問をさせていただきました。今、国保財政調整基金が1億500万円くらいあって、これについても激変緩和の関係で減税財源に充てられるものだと思うのですが、確認をしておきたいと思います。

次に、13ページの出産育児一時金と葬祭費についてです。

出産育児一時金が450万円、葬祭費が42万円ですが、これは歳入のどの費目にあるのか、探せなかったので、教えてください。

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（久野義仁君） 国民健康保険税の仕組みについて、再確認ということで議員から説明がありましたが、議員のおっしゃったとおり、まさにそういう制度でありまして、国民健康保険税を算定するに当たりましては北海道から示された様々な要因に基づいて納付金を決定します。

まず、納付金の仕組みを簡単に申し上げますと、全道で必要な医療費を算出します。その医療費に必要な納付金は、所得、被保険者数、世帯数の三つのシェア率を定め、自治体によって全体所得、全体の被保険者数、世帯数がそれぞれありますので、その中で割り振る仕組みになっております。被保険者数、世帯数、所得が上がると、その分、納付金も上がるという仕組みになっておりまして、おおむね議員がおっしゃっているとおりでございます。

ただ、令和5年度に医療費は算定されないことになりましたので、それ以降は今申し上げた三つの要因に基づくもので納付金が算定されております。

15ページの納付金に係るご質問でございます。

今年度から272万円が増となった要因ですが、まず、納付金の内訳を申し上げます。

令和8年度に示された納付金の内訳ですが、医療分が2億4494万6000円、後期高齢者支援金分が7677万3000円、介護納付金分が3193万2000円、そして、令和8年度から創設される子ども・子育て支援金分が763万9000円、合わせて3億6129万円が令和8年度の確定した納付金の内訳です。

二つ目の質問のそれによって国保税が上がるのかについてです。

今のところ、浜中町の標準保険税率が示されているのですが、実際には国保税は2年ほど下がっております。令和8年度分はまだ算定しておりませんが、子ども・子育て支援金分が入ってきますので、若干の増はあると考えております。

次に、最後の質問の財政調整基金についてです。

激変緩和措置の中で国保税の上昇が見込まれる場合は運営協議会に諮りながら下げることのほか、北海道は令和12年度に統一保険料化を目指しております。そうなった場合、実は、減税財源の基金は使えなくなるのです。統一保険料化されたものを下げるわけにはいきませんので、先ほど議員がおっしゃった1億500万円の基金は令和8年度から11

年度の4年間の中で分けます。減税財源に充てるかは運営協議会の中で協議をさせていただきますが、その前の4年間は国保税をしっかり運用していきたいなと思っています。皆さんに重税感を与えないことはごもっともな話ですので、そういった考えで進めているところです。

次に、限度額の改正についてです。

国民健康保険税の税制改正に基づいた改正内容ですが、まず、限度額の医療分につきましては、1万円増の67万円で、令和7年度の66万円から令和8年度は67万円になります。後期介護につきましては据置きとなります。加えて、国保の子ども・子育て支援金分の限度額3万円が加わりますので、計4万円が増えることになりまして、令和7年度は109万円でしたが、令和8年度の国保の限度額は113万円となります。

次に、葬祭費と出産育児一時金が歳入のどこに入っているかについてです。

歳入の5ページの普通交付金7億512万9000円に財源が含まれておりますので、こちらから充当しております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 4ページの歳入について伺います。

先ほどから出ている新たな負担といいますか、いまだに浸透していない子ども・子育て支援納付金分現年課税額は、国の制度によって広く国民から子育て支援に要する財源を確保するということです。新年度の677万6000円は、先ほど北海道が示した算定額に基づいて計上したということでした。5番議員の質問の中でもありましたように、段階的に繰り上がっていく制度だと思うのですけれども、国保加入者の負担限度額は年間3万円で、それ以上はない制度だと理解しました。

まず、新年度の677万6000円の根拠を伺います。保険の種類によって上下するものの、平均額でいくと1世帯月250円程度だという認識ですが、この金額の算定の仕方を示してください。

また、これは前にも言ったのですが、いまだにメディアや新聞等でもここについては目にする機会がないし、ましてや、周りの誰もがこういう負担が増えることに気づいていないのかなと思います。それを町でどうこうしろというわけではないのですが、国としては町においてこういうことを周知して集めてくださいということだと思います。それについては回答が難しいと思いますので、要りませんけれども、気持ちを言っておきたいなと思います。

次に、道支出金の北海道繰入金543万4000円についてです。

令和7年度比756万4000円の減となっております。私のうろ覚えの中では、この繰入金は、例えば、ジェネリック医薬品の普及率など、いろいろな要素が加味されますし、先ほどの医療費適正化や収納対策への取組など、いろいろなものが繰入金の上限を決める基準になっているということでした。

それにしても756万4000円というのは大変大きな減額ですので、どうしてここま
で減額になったのか、大まかな理由で構いませんので、示していただきたいと思
います。

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（久野義仁君） まず、4ページの歳入の子ども・子育て支援納付金分現年課
税分に関連してのご質問についてです。

677万6000円がどのような算定方法によって算出されたのかですが、この納付金
の内訳は先ほど5番議員のご質問で申し上げたとおりです。

この納付金の算定方法は、先ほど申し上げましたとおり、所得、被保険者数、世帯数の
三つのシェア率で算定されます。今回、北海道が算定した子ども・子育て支援納付金分の
浜中町の基礎となる所得総額が17億473万144円、その基となる本町の被保険者数
が1859名、世帯数が870世帯です。

全員協議会の中で私が申し上げたとおり、子ども・子育て支援金は18歳未満は賦課さ
れず、本来、18歳未満に賦課されるものは18歳以上に全て賦課されるということで、
再賦課される設定なのです。18歳未満の被保険者が浜中町に何人いるかといいますと2
82名です。1859名のうち、282名が本来は賦課されるべきだけでも、賦課され
ない18歳未満の被保険者数になります。こちらを基に所得割、均等割、平等割を計算し
て積み上げたのが677万6000円となります。以上が子ども・子育て支援納付金分の
内訳になります。

次に、今後、段階的に金額が上がっていくのかについてです。

こちらも全員協議会の中でお話ししたとおり、令和8年度から令和10年度の3か年
に分けて様々な子ども・子育て支援に対する財源の確保のために子ども・子育て支援金が徴
収されます。令和8年度は6000億円、令和9年度は8000億円、最終的に令和10
年度には1兆円を財源として徴収するというのが国の考えです。そうなりますと、被保険
者が負担する額も当然ながら増えていきます。

国保の平均で月当たり250円でして、被用者保険になりますともうちょっと上がりま
す。子ども・子育て支援金は、全保険の平均で申し上げますと、令和8年度が250円、
令和9年度が350円、最終年度が450円にまで上がるということで、段階的に100
円ずつ上がっていくイメージになります。

令和8年度にこの制度が始まって、実際にどのぐらいの所得だとどのぐらいの子ども・
子育て支援金を各家庭で負担しなければならないのか、国保の税率が決まる前ですが、参
考までにシミュレーションしてみました。

所得が400万円の世帯で、お父さん、お母さんと18歳未満の子どもが2人いらっし
やる世帯の場合、年間にどのぐらいの子ども・子育て支援金が徴収されるのかですが、所
得率0.29%に400万円が計上されてきて、所得割が1万1000円ぐらい、均等割
は、子どもにはかかりませんので、2名分で1800円、18歳未満が2名で400円、
平等割が1000円で1万4800円程度が年間の子ども・子育て支援金として徴収され

ることになります。そうすると、大体のイメージが湧くのかなと思います。

もちろん、これ以下の所得であれば下がります。ただ、所得が1000万円ぐらいある世帯でないと限度額の3万円までは行かないと思います。

二つ目の周知についてです。

子ども・子育て支援金につきましては、広報誌でも周知させていただきましたし、様々な媒体で周知されておりますが、国民にこの制度が浸透していないことは国も分かっております。それを自治体に全て丸投げするのではなく、国でもしっかりと周知に努めていただくのは当然と考えております。

議員のお気持ちもあつたのですけれども、我々としては、誤解を招かないように、子ども・子育て世代を応援する財源ですから、そういったところにしっかり使われるということのほか、子ども・子育て支援金を徴収する意義をしっかりと伝えたいと考えています。

前に6番議員から何で後期高齢者から集めるのだというお話があつたとおり、俗称で单身税と言われる制度でもあるのです。要するに、子育てをしていない世帯まで集めるということですが、広い世代が子育てをしっかりと支えていく、未来の現役世代を支えていく制度ということをしっかりと周知し、お年寄りにもこの制度をしっかりと理解していただけて負担していただくことが一番だと思っています。担当課としても、そういった様々な周知は今後していきたいですし、疑問等の問合せがあつても同様のお答えをさせていただきたいと思っております。

次に、同じページの北海道繰入金についてです。

こちらは543万4000円と大幅な減額となっております。額で申し上げますと、756万4000円が令和7年度対比で下がっております。

北海道繰入金の制度を理解されていないのではないかとのご質問もあつたとおり、私もこの課に来るまでは全く分かりませんでしたし、やっけてようやく理解ができたかなというぐらいのレベルですが、説明させていただきます。

まず、北海道繰入金は、北海道の交付要綱で定める交付金でありまして、幾つかの項目に分けられて給付されているものです。給付項目は全部で7項目ございますので、順にお話しさせていただきます。

一つ目は、給付の適正化状況で、レセプト、診療報酬明細による点検を保険者として行っているかどうかです。二つ目は、国民健康保険税の収納率の向上に関する取組で、収納率が直接反映されます。三つ目は、特定健康診査の受診率と特定保健指導を行っているかどうかです。四つ目は、加入者の適正受診、適正服薬です。これは、議員がおっしゃつたとおり、ジェネリック医薬品などの勧奨や様々な周知をしているかどうかです。五つ目は、令和12年度の都道府県化に向けた激変緩和として、北海道クラウドからガバメントクラウドへの移行に伴う費用です。六つ目は、その他特別な事情です。医療費の負担の共通化の影響ということで、医療費が自治体ごとに毎年変わっていくのですけれども、医療費が下がっても交付金が上がることはありません。逆に、下がると結構な額を減らされるのです。

要するに、どのぐらい医療費の抑制に努めているかです。また、これは全道単位で見ますので、全道を1と見たときに浜中町がどこにいるかで激変緩和の額も変わっていきます。激変緩和なので、ずっと下がっていくのですけれども、下がる幅を減らすということです。医療費がかからなければ、上がらずに何とか保っているという状態をイメージしていただければと思います。七つ目は、インフルエンザ・肺炎球菌ワクチンです。こちらは健康福祉課で実施しておりますが、所要額の2分の1を交付金で補助しているというイメージです。この七つの項目に基づいて評価されております。

大きな減額の一番は、特定健診の受診率です。先ほど4番議員のご質問の中でも受診率の推移を申し上げましたが、繰入金の対象となる年度は令和5年度になりまして、残念なことに令和5年度は28.9%と前年度から5.1%下がってしまったのです。当然、下がったことに対する評価指標なので、残酷ですが、ゼロとされております。

二つ目は、収納率です。令和6年度の収納率を参考にするのですけれども、97.7%の収納率と前年度から0.7%下がったということで、こちらも減額の要因になっております。

さらに、大きな部分で申し上げますと、激変緩和については先ほど申し上げました医療費の激変緩和措置で109万5000円です。

金額を言っていなかったのですが、特定健康診査で375万5000円がゼロになっております。また、収納率では90万4000円が下がっています。それから、激変緩和措置で109万5000円、レセプト点検で85万6000円、加入者の適正受診、適正服薬で17万1000円、都道府県化、ガバメントクラウドへの移行に要する費用につきましては81万円の減額、最後に、インフルエンザ・肺炎球菌ワクチンについては、実施分に対する2分の1で2万7000円の増です。

全体で543万4000円であり、7年度対比で756万4000円の減となっております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第25号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第26号 令和8年度浜中町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（落合俊雄君） 日程第4、議案第26号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第26号令和8年度浜中町後期高齢者医療特別会計予算について、提案の理由をご説明申し上げます。

本会計の予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億404万8000円と定め、前年度当初より約17.5%、1546万6000円の増額となります。

予算の内容につきまして、主なものを申し上げますと、歳出1款総務費では一般事務に要する経費などで108万2000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金は歳入の保険料及び広域連合職員の人件費などの市町村負担金で1億286万6000円、3款予備費では10万円を計上しております。

一方、歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料では7433万5000円で、内訳は、現年度分特別徴収保険料4127万円、現年度分普通徴収保険料3276万円、滞納繰越分普通徴収保険料30万5000円、2款繰入金は2970万9000円で、内訳は、保険基盤安定繰入金で2425万1000円、事務費繰入金で545万8000円、3款繰越金1000円、4款諸収入3000円は、いずれも科目設定による計上であります。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては保険課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（久野義仁君） それでは、予算書の21ページをお開きください。

議案番号を26と、提出日を4日と記入願います。

議案第26号令和8年度浜中町後期高齢者医療特別会計予算について補足説明をいたします。

令和8年度浜中町後期高齢者医療特別会計の予算は、第1条で歳入歳出予算の総額を1億404万8000円と定めようとするもので、第2項では歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によるとしております。

22ページの第1表歳入歳出予算と23ページの歳入歳出予算事項別明細書については説明を省略させていただき、説明の便宜上、歳出から説明いたします。

26ページをお開きください。

歳出1款総務費1項総務管理費1目一般管理費36万6000円は1万9000円の減で、一般事務に要する経費は会議出張旅費など、2項1目徴収費71万6000円は9万

1000円の減で、保険料賦課徴収事務に要する経費は納付書、保険料決定通知書の作成・郵送費用などです。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1億286万6000円は1557万6000の増で、北海道後期高齢者広域連合負担金として、広域連合の概要に基づき、事務費負担分として保険料負担分、保険料軽減に係る保険基盤安定分を計上しております。

3款1項1目予備費10万円は前年度同額です。

28ページの歳出合計は1億404万8000円で、前年度と比較して1546万6000円の増となります。

次に、歳入を説明いたします。

24ページをお開きください。

歳入1款1項後期高齢者医療保険料1目特別徴収保険料4127万円は472万8000円の増、現年度分特別徴収保険料は、北海道後期高齢者医療広域連合の通知に基づき、特別徴収分の概算保険料を見込み計上、2目普通徴収保険料3306万5000円は612万1000円の増、現年度分普通徴収保険料3276万円は保険料見込額に収納率98%で計上、滞納繰越分普通徴収保険料30万5000円は滞納繰越見込額に収納率50%で計上しております。

2款繰入金1項一般会計繰入金1目保険基盤安定繰入金2425万1000円は489万4000円の増で保険料軽減分として一般会計からの繰入金を計上、2目事務費繰入金545万8000円は27万7000円の減で事務費繰入金は北海道後期高齢者医療広域連合が示す事務費の市町村負担分と歳出の事務経費に係る繰入金を計上しております。

3款1項1目繰越金1000円は前年度剰余金で科目設定しております。

4款諸収入1項雑入1項償還金及び還付加算金は、いずれも前年度同額で科目設定です。

歳入合計は1億404万8000円で、前年度と比較して1546万6000円の増となります。

以上、議案第26号の補足説明といたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第26号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 後期高齢者医療保険制度の仕組みについては、75歳以上の方と65歳から74歳で一定の障がいのある方が加入する制度で、2年ごとに保険料率が改定されるということで、新年度が改定の時期で令和8年度と令和9年度が同じ算定方法で示されます。

8年度と9年度の保険料率の改定の内容をお聞きします。

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（久野義仁君） それでは、令和8年度、9年度における後期高齢者医療保険

料率についてのご説明を申し上げます。

議員の質問にあつたとおり、後期高齢者医療につきましては2年ごとの改定と決まっております。令和8年度がちょうど改定の年になります。

まず、保険料率の内容ですが、医療分の均等割額が5万9963円で対前年度より7010円の増となっております。また、所得割率が11.61%で対前年度比で0.18%の増となっております。そして、賦課限度額が85万円で5万円の増となっております。

次に、子ども・子育て支援分ですが、均等割額が1364円、所得割率が0.28%、賦課限度額が2万1000円となっております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第26号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第27号 令和8年度浜中町介護保険特別会計予算

○議長（落合俊雄君） 日程第5、議案第27号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第27号令和8年度浜中町介護保険特別会計予算について、提案の理由をご説明申し上げます。

本会計の予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9668万7000円と定め、前年度当初より約2.7%、1376万7000円の減額となります。

予算の内容につきまして、主なものを申し上げますと、歳出1款総務費で介護保険推進に要する経費などで826万7000円、2款保険給付費は居宅介護サービス等給付に要する経費1億3467万円、施設介護サービス給付に要する経費2億756万4000円などで4億4495万6000円、3款地域支援事業費では介護予防・生活支援サービス事業に要する経費1081万6000円などで4274万8000円、4款基金費は16

万6000円、5款諸支出金は5万円、6款予備費は50万円を計上しております。

一方、歳入につきましては、1款介護保険料第1号被保険者介護保険料1億1006万8000円、2款国庫支出金は、1項国庫負担金、介護給付費負担金7560万7000円、2項国庫補助金、調整交付金1779万8000円などで1億1061万8000円、3款道支出金は、1項道負担金、介護給付費負担金6900万3000円などで7643万4000円、4款財産収入は利子及び配当金で15万5000円、5款支払基金交付金は介護給付費交付金及び地域支援事業交付金で1億2332万6000円、6款繰入金は介護給付費繰入金、地域支援事業費繰入金、その他事務費繰入金及び低所得者保険料軽減繰入金で7608万円を計上し、7款繰越金1000円及び8款諸収入5000円は、いずれも科目設定による計上であります。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては保険課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（久野義仁君） それでは、予算書の30ページをお開きください。

議案番号を27と、提出日を4日と記入願います。

議案第27号令和8年度浜中町介護保険特別会計予算について補足説明を申し上げます。

令和8年度浜中町介護保険特別会計の予算は、第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億9668万7000円と定めようとするもので、第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によるものとしております。

31ページ、32ページの第1表歳入歳出予算及び33ページ、34ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましては説明を省略させていただき、説明の便宜上、歳出よりご説明申し上げます。

39ページをお開きください。

歳出1款総務費1項総務管理費1目一般管理費779万円は160万8000円の増、介護保険推進に要する経費658万8000円は166万1000円の増、11節役務費の手数料の主治医意見書作成手数料外101万5000円、12節委託料の介護保険事業計画策定委託料298万9000円、介護認定審査会に要する経費120万2000円は5万3000円の減、41ページの2項1目賦課徴収費47万7000円は4万6000円の減となります。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費1億3825万円は731万3000円の減、居宅介護サービス等給付に要する経費1億3467万円、居宅介護住宅改修に要する経費288万円、居宅介護福祉用具購入に係る経費70万円、2目地域密着型介護サービス給付費4354万8000円は67万7000円の増、43ページの3目施設介護サービス給付費2億756万4000円は705万6000円の減、4目居宅介護サービス計画給付費1700万6000円は40万4000円の減、5目審査支払手数料31万1000円は前年度同額、2項高額介護サービス等費1目高額介護サ

ービス費1223万円は78万7000円の減、2目高額医療合算介護サービス等費200万円は前年度同額、3項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費2404万7000円は109万円の減です。

45ページの3款地域支援事業費1項1目介護予防事業費99万3000円は14万5000円の減、2目介護予防・生活支援サービス事業費1081万6000円は38万8000円の減、介護予防・生活支援サービス事業に要する経費、47ページの12節委託料の配食サービス事業委託料599万円外、2項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費2456万1000円は76万7000円の増、包括的支援事業に要する経費で地域包括支援センター職員3名分の人件費外、49ページの2目任意事業費637万8000円は26万6000円の増、任意事業に要する経費では、12節委託料の配食サービス事業委託料599万円外です。

4款基金費1項介護保険基金費1目介護保険給付費準備基金費16万6000円は14万4000円の増です。

51ページの5款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金5万円は前年度同額です。

6款1項1目予備費50万円は前年度同額です。

歳出合計は4億9668万7000円で、前年度と比較して1376万7000円の減となっております。

53ページから57ページの給与費明細書については説明を省略させていただき、次に歳入のご説明を申し上げます。

35ページをお開きください。

歳入1款1項介護保険料1目第1号被保険者介護保険料1億1006万8000円は18万6000円の増、現年度分第1号被保険者保険料1億998万1000円は歳出2款保険給付費及び3款地域支援事業費の法定負担額を計上、前年度滞納繰越分8万7000円は滞納分で収納率20%を見込み計上しております。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金7560万7000円は278万7000円の減で歳出2款保険給付費の法定負担額を計上、2項国庫補助金1目調整交付金1779万8000円は524万8000円の減で歳出2款保険給付費の法定負担額を計上、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）295万2000円は13万3000円の減で歳出3款1項の介護予防事業費の法定負担額を計上、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活総合事業以外の地域支援事業）1191万1000円は39万8000円の増で歳出3款2項の包括的支援事業・任意事業費の法定負担額を計上、4目保険者機能強化推進交付金35万6000円は4000円の増で前年度実績額を計上、5目介護保険保険者努力支援交付金92万6000円は24万4000円の増で前年度の実績額を計上しております。

3款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金6900万3000円は240万40

000円の減で法定負担額を計上、2項道補助金1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）147万6000円は6万6000円の減で法定負担額を計上、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）595万5000円は19万9000円の増で法定負担額を計上しております。

4款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金15万5000円は14万4000円の増で介護保険給付費準備基金利子です。

5款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金1億2013万8000円は431万2000円の減で法定負担額を計上、37ページの2目地域支援事業支援交付金318万8000円は14万4000円の減で法定負担額を計上しております。

6款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金5561万9000円は199万7000円の減で法定負担額を計上、2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）147万6000円は6万6000円の減で法定負担額を計上、3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）595万5000円は19万9000円の増で法定負担額を計上、4目その他繰入金720万1000円は49万4000円の増で、事務費繰入金は歳出の1款総務費など、補助対象外分を計上、5目低所得者保険料軽減繰入金582万9000円は45万4000円の増で低所得者の保険料軽減分を計上しております。

7款1項1目繰越金から8款諸収入1項延滞金及び過料、2項雑入までにつきましては、いずれも前年度同額で科目設定です。

歳入合計は4億9668万7000円で、前年度と比較して1376万7000円の減となっております。

以上、議案第27号の補足説明を申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第27号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 5点ほどお伺いします。

40ページの介護保険推進に要する経費のうち、委託料の訪問調査委託料についてです。今年度は20万6000円の予算が上がっていて、新年度は減額されているのですが、その要因をお伺いします。

次に、その下の介護保険事業計画策定委託料についてです。

大きく増額されているので、その説明をお願いします。また、事業計画策定とはどのような事業なのか、お聞きします。

次に、同じページの18節負担金、補助及び交付金の負担金についてです。

北海道自治体情報システム協議会負担金は今年度は計上されていなかったと思うのですが、新しく設置された協議会なのか、また、毎年、この協議会に負担金が発生する

のか、お聞きします。

次に、同じページの介護認定審査会に要する経費のうち、18節負担金、補助及び交付金の厚岸浜中介護認定審査会負担金についてです。

厚岸、浜中とありますけれども、両町だけの審査会なのか、どのような仕組みの会なのかをお聞きします。

次に、50ページの任意事業に要する経費のうち、13節使用料及び賃貸料の貸出用品借上料についてです。

今年度は認知症の映画上映会やセルフチェッカーの予算計上と説明されていたと思うのですが、減額されていますので、昨年と同様、映画上映などは考えているのかをお聞きします。

○議長（落合俊雄君） この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 0時01分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（落合俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、議案第27号の質疑を続けます。

保険課長。

○保険課長（久野義仁君） まず、40ページの介護保険推進に要する経費のうち、訪問調査委託料の減額の要因についてです。

訪問調査とは何なのかですが、現在、介護の認定を受けていらっしゃる方は、認定の期間がそれぞれ異なりまして、更新の時期を迎えることとなります。その後、更新をするのか、そこでやめるのかの判断もあるのですが、主に更新手続に要する委託料になります。

訪問調査はどこに委託しているのかですが、施設に関しては野いちごに全件を委託しております。野いちごに入所している方で介護認定を受けている方が期間満了前に更新したいということになりましたら、資格職の方に認定調査を行ってもらい、再度、更新手続をしてもらうという流れになります。また、在宅で介護を受けている方につきましても、現在は野いちごに居宅介護支援事業所がありますので、その方の自宅に行きまして調査をいただいています。それから、町内ではなく、町外の施設に入所している方もいらっしゃるという方で、そういった方は当町の居宅支援事業所の職員が釧路や根室に認定調査のために訪問しているということで、その委託料になります。

減額の主な要因は、令和7年度は30件を予定していたのですが、今年度は25件ということで、5件の施設の更新手続が必要ではなくなり、対象者が5件減ったことです。

次に、その下の介護保険事業計画策定委託料についてです。

まず、介護保険事業計画とは何なのかについてです。

介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、市町村が3か年ごとに策定をしなければな

らないと義務づけられているものです。この計画の策定の目的としましては、介護保険サービスの種類の見込み量、サービスの量、保険給付を円滑に実施するための様々な調査を委託で行うことです。

令和7年度につきましては、日常生活のニーズ調査のほか、要介護者の家族調査として介護をしていらっしゃる方と介護を受けていらっしゃる方のアンケート調査を実施しました。アンケート調査の結果は今年度に集約し、浜中町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会で内容を確認していただきます。令和8年度におきましては、そのアンケート調査を基に、これまでの介護保険の給付実績の分析と今後3年間の計画目標について議論していただき、計画の骨子案をつくります。

それが令和9年度から11年度までの計画になりまして、皆さんから徴収する介護保険料も介護保険事業計画で定められることとなります。それを令和8年度に行うということで、事業計画を策定するまでに2か年がかかるということで、今回の予算計上となっております。

次に、同じく40ページの北海道自治体情報システム協議会負担金についてです。

まず、北海道自治体情報システム協議会は浜中町が加入しているものでして、道内市町村の広域連携による情報化を推進し、IT分野での運用サポートや総合行政サービスのWeb-TAWNの共同利用を提供する団体です。共同利用をしているものとしましては、総合行政システムのWeb-TAWNの提供、データセンター上での自治体クラウドのインフラ基盤の共有などの運用でして、それに対する負担金となります。

なお、介護保険会計だけではなく、総務費でも同様の負担金が発生しています。負担金はそれぞれの事業の目的によりますが、私どもは介護ですから、介護の情報基盤整備に基づくシステム改修を令和8年度に実施することになっております。

これまで、この予算は上げていなかったのですが、このたび、国から、今までは施設、医療機関、行政のそれぞれが介護情報を保有していたのですが、情報をそれぞれが持っているものですから、介護認定を受けるまでの期間がかかってしまうということで、医療機関や介護施設、行政のそれぞれの情報を一つのシステムに見に行くことによって手間が省け、より運用しやすく事務の手續が迅速になるといった目的で介護情報基盤を整備しなさいということがありました。その最終年度が令和8年度ということで、今回、改修するに至りました。その改修費用ということでご理解をいただければと思います。

次に、一番下の介護認定審査会に要する経費についてです。

まず、介護認定審査会は、議員のご質問にあったとおり、厚岸町と浜中町の共同で運営しております。この介護認定審査会につきましては、審査判定業務を行わせるために介護保険法で設置が義務づけられておりまして、単独の自治体で設置することができます。しかし、平成11年に釧路管内の町村で協議して決まった両町の協議体ですが、目的の介護認定審査を行うに当たって、そのまちの認定審査員だけでは公平な審査ができないといった側面もあります。浜中町が厚岸の方の認定をするなど、その自治体だけで判定

するのではなく、両町での介護認定審査会でそれぞれ審査することにを目的で設置されておりまして、現在は月に2回行っております。厚岸が行った後に浜中がやるなど、交互に認定審査会を行いまして、両町による審査会が現在も継続しています。

厚岸町が事務局を担っているものですから、介護認定審査会委員の費用弁償、報酬などは、こちらが負担した後に厚岸の認定審査会から支給される仕組みになっておりますので、今のところ、浜中町は厚岸で負担金を払うだけの事務になっています。

最後に、48ページの包括的支援事業に要する経費のうち、50ページの13節使用料及び賃借料についてです。

こちらにつきましては、議員から映画上映会と認知機能セルフチェッカーのお話が出ました。新年度は、認知機能セルフチェッカーのほか、株式会社東北北海道第一興商が所有している介護予防教室などで使用する機器のレンタル、上映フィルムを購入し、令和7年度に実施した映画の続編を令和8年度に上映したいと考えております。

費用につきましては、令和7年度に上映したときよりは若干安くなっているのですが、上映費用が7万7000円、認知機能セルフチェッカーが2万3000円の12か月分、機器レンタルが2万7000円の12か月分で計73万7000円の予算計上をさせていただきます。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 40ページの委託料の件は、詳しく説明していただきましたので、了解しました。

18節負担金、補助及び交付金は自治体情報システム協議会への負担金で、令和8年度は改修費用ということでした。毎年かかっていくものですかと聞いたのですが、かからないということではないのですか。

次に、その下の介護認定審査会に要する経費についてです。

厚岸と浜中の共同で審査するという取決めをしているのですよね。イメージでは審査を受ける方がだんだん増えているような気がするのですが、そのところはどうなのでしょう。両町を合わせてもそうですが、浜中町でも審査を受ける人が多くなっているのかなと思うのです。審査を受ける方は顔見知りではないでしょうけれども、家族といるときは結構大変なのに審査員を前にするとかちっとなって介護度が思っているよりも低くなるということをお聞きなのです。そこはどうなのでしょう。審査を受ける人が増えているのか、もう一度、お答え願いたいと思います。

次に、50ページの使用料及び賃借料についてです。

昨年に映画上映をするという周知があって、行ってみたのですが、とても良かったです。誰もが通る道で、家族としても介護していくときに切っても切れないような、とても切実で胸にしみるような映画でした。多分、会場でもアンケートを取っていたと思うのですが、続編を願う方が多かったのではないかなと思いますし、これはみんなにもっと見てほしいです。私はこういう映画だと知らなかったもので、後からみんなによかつ

たよと言いましたが、もう少し周知してほしかったなと思います。

令和8年度は令和7年度よりも周知に力を入れてほしいと思いますので、説明してください。

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（久野義仁君） まず、1点目の介護認定審査会の件についてです。

簡単に申し上げますと、被保険者の方から介護申請があった後、機械的な判定とかかりつけの主治医の意見を基に1次判定を行います。これは、どこも共通です。そして、2次判定を介護認定審査会で行います。介護認定審査会では、1次判定の結果を基に、介護認定審査会委員の様々な意見を基に認定に向かっていくわけですが、家族といった私情が介護認定審査会で加わることはありません。私たち事務局も認定審査会に入っていますが、当然、そういう意見を聞いたことはありませんし、全ての方を平等に、公平公正に認定審査を行います。そういった意味では、認定審査会委員の責任は大変重いと思います。

介護認定の大前提にはその方がこのまちで様々なサービスを安心して使って暮らせることですし、サービスの一環として介護サービスがございまして、介護認定審査会委員はそれを基本に審査を行っていますので、そういった心配はないと自信を持って言えますし、今後も厚岸、浜中の両町が同様に考えております。

合同で会議を行う場面もありまして、様々な改善点が出されたりもするのですが、今後に向けて何か改善があるのであれば、私も事務局として入っていますので、提言をさせていただきますので、ご理解をいただければと思います。

二つ目の映画上映の関係についてです。

令和7年の秋に実施しまして、約100人の方に参加していただきました。100人限定になってしまったのですが、お帰りの際にアンケート調査を行ったところ、ほぼ100%の方が続編をやっていただきたい、また、どんな形でもいいから認知症をテーマとした映画の上映を希望したいということでした。皆さん、家族として、自分事として捉えて映画を見られた方が多かったと思います。ノンフィクションで、現実が映画になっていますので、衝撃を受けた方もいれば、今後、自分の家族がそうなったときにどうしようと自分事として捉えた方も結構いらっしゃると思います。

浜中町は高齢化率が非常に高いです。介護、認知症といったテーマが今後はどんどん顕在化してくるのかなという気もしていますし、介護予防事業などでも当町の職員が一生懸命に声かけをしてくれていますので、さらなる参加を期待していますし、令和8年度もしっかりと周知していきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第27号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第28号 令和8年度浜中診療所特別会計予算

○議長(落合俊雄君) 日程第6、議案第28号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(齊藤清隆君) (登壇) 議案第28号令和8年度浜中診療所特別会計予算について、提案の理由をご説明申し上げます。

本会計の予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2231万1000円と定め、前年度当初より約3.9%、1305万8000円の減額となっております。

予算の内容につきまして、主なものを申し上げますと、歳出1款総務費浜中診療所管理に要する経費で、光熱水費及び施設管理清掃委託料など、2463万2000円、浜中診療所運営に要する経費で、医師、看護師等職員の人件費及び派遣医師への医師謝金など、2億4967万2000円を計上、2款医業費では、医業に要する経費で、医薬材料費及び臨床検査委託料など、2861万7000円、入院患者等寝具に要する経費で消耗品費及び寝具借上料133万5000円、入院患者等給食に要する経費で、消耗品費及び賄材料費など、342万2000円を計上、3款公債費では地方債償還元金1374万8000円、地方債償還利子68万5000円を計上、4款予備費では20万円を計上しております。

一方、歳入につきましては、1款診療収入では、入院収入で3256万5000円、外来収入5498万6000円、その他の診療収入348万円、9103万1000円、2款使用料及び手数料は予防接種料などで1897万4000円、3款繰入金は、収支の均衡を図るため、一般会計繰入金で2億1137万1000円、4款繰越金1万円は科目設定、5款諸収入は雑入で92万5000円を計上しております。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては浜中診療所事務長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。(降壇)

○議長(落合俊雄君) 診療所事務長。

○診療所事務長(中山正教君) 予算書の58ページをお開きください。

初めに、議案番号を28と、提出日を4日と記入願います。

議案第28号令和8年度浜中診療所特別会計予算について補足説明を申し上げます。

令和8年度浜中診療所特別会計の予算は、第1条歳入歳出予算の総額は3億2231万1000円に定めようとする、第2項では歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によるものとしております。

59ページ、60ページの第1表歳入歳出予算事項別明細書は説明を省略させていただき、説明の便宜上、65ページの歳出よりご説明申し上げます。

歳出1款総務費1項総務管理費1目一般管理費2億7430万4000円は前年度比1314万4000円の減、66ページの浜中診療所管理に要する経費2463万2000円は前年度比144万3000円の増、10節需用費は消耗品費や燃料費などで1408万1000円、修繕料67万4000円は診療所建物補修及び電柱区分開閉器の補修、12節委託料は施設管理清掃委託料などで803万6000円、17節備品購入費は屋外物置及び診察室用の掃除機購入で45万3000円、浜中診療所運営に要する経費2億4967万2000円は前年度比1458万7000円の減、1節報酬は会計年度任用職員報酬として事務職員10名分で2356万9000円、2節給料は、医師1名、一般職15名、再任用2名のほか、会計年度フルタイムの看護補助員3名分で9059万9000円、68ページの3節職員手当等は、医師、一般職、再任用及び会計年度フルタイム職員各種手当のほか、会計年度パートタイム職員の期末勤勉手当などで6812万5000円、70ページの7節報償費は北海道大学病院及び札幌医科大学附属病院からの医師派遣に要するもので1200万円、72ページの10節需用費は消耗品費や燃料費などで63万円、13節使用料及び賃借料は事務用機器借上料やシステム使用料などで732万5000円、18節負担金、補助及び交付金は退職手当組合負担金などで897万9000円です。

73ページの2款1項1目医業費2861万7000円は59万8000円の増、74ページの10節需用費は消耗品費や印刷製本費などで2057万5000円、12節委託料は機器等保守管理や感染性廃棄物処理などで724万6000円、17節備品購入費、医療機器購入79万円は尿分析装置などの購入、73ページの2目寝具費133万5000円は入院患者等寝具に要する経費で2万1000円の増、3目給食費342万2000円は入院患者等給食に要する経費で95万円の減です。

76ページの3款1項公債費1目元金1374万8000円は35万6000円の増、2目利子68万5000円は6万1000円の増です。

4款1項1目予備費20万円は科目設定となります。

歳出合計3億2231万1000円、前年度比1305万8000円の減となります。

77ページから82ページの給与費明細書、83ページ、84ページの債務負担行為の支出予定額に関する調書、85ページの地方債の残高見込みに関する調書は説明を省略させていただきます。

次に、歳入の61ページにお戻りください。

歳入1款診療収入1項入院収入1目国民健康保険診療報酬収入123万7000円は151万3000円の減、2目社会保険診療報酬収入213万6000円は147万6000円の増、3目後期高齢者診療報酬収入2562万2000円は37万8000円の減、4目一部負担金収入321万7000円は8万3000円の減、5目その他の診療報酬収入44万3000円は18万3000円の増、2項外来収入1目国民健康保険診療報酬収入1251万6000円は114万9000円の減、2目社会保険診療報酬収入1032万8000円は67万2000円の減、3目後期高齢者診療報酬収入2162万2000円は87万8000円の減、4目一部負担金収入1017万8000円は71万5000円の減、5目その他の診療報酬収入34万2000円は4万2000円の増、3項その他の診療収入1目諸検査等収入348万円は前年度同額です。

2款使用料及び手数料1項1目使用料1784万8000円は49万2000円の増、63ページの2項1目手数料112万6000円は前年度同額です。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金2億1137万1000円は340万2000円の減です。

4款1項1目繰越金1万円は科目設定です。

5款諸収入1項1目雑入92万5000円は6万1000円の減です。

令和8年度の町債につきましては皆減となっております。

歳入合計3億2231万1000円で、前年度比1305万8000円の減となります。

以上、補足説明といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第28号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 4点ほどお願いします。

66ページの浜中診療所管理に要する経費のうち、修繕料についてです。

先ほど説明があったような気がするのですが、どんな修繕なのか、もう一度お願いします。

次に、同じページの使用料及び賃貸料のLED照明借上料についてです。

今年度は計上されていなかったように思うのですが、内容を説明してください。

次に、74ページの医業に要する経費のうち、12節委託料の臨床検査委託料についてです。

126万円の増となっている要因をご説明ください。

次に、17節備品購入費の医療機器購入についてです。

何か新しい機器が入るのかなと思います。先ほど聞いていましたら、尿検査の何かだと言っていました。もう一度説明をお願いします。

○議長（落合俊雄君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） ご質問にお答えいたします。

66ページの浜中診療所管理に要する経費のうち、修繕料67万4000円についてです。

こちらは、まず、診療所の建物補修です。毎年、少しずつ建物の補修工事を実施しているのですが、令和8年度におきましては壁のクラック修理をしたいと考えておりまして、55万円の予算を取っております。また、先ほど電柱区分開閉器の補修と申し上げましたが、こちらは、電柱に引いてある北電の高圧ケーブルを診療所の建物に引き込む際に設けなければならないスイッチのひもが切れてしまい、スイッチが切れない状態になっておりまして、その補修に2万3100円です。また、診療所も老朽化しておりますので、その他の修繕として10万円を計上させていただいております。

以上で予算が67万4000円となります。

続きまして、使用料及び賃借料のLED照明借上料についてです。

令和8年度一般会計予算でもご説明しましたが、浜中診療所の会計においても令和8年度に蛍光灯のLED化を進める計画があります。蛍光灯の安定器を外して直接つなぐことによってLEDのランプが取り付けられるということで、そのリースの費用として、このたび102万8000円を計上させていただきました。

補足して説明を申し上げたいのですが、今回、取り替えるLED照明のほか、診療所には停電時にも照明が切れないように蓄電池の内蔵型の照明器具が設置されています。更新の方法が今回の手法と違うことから、費用の整理が課題となってきますので、令和8年度中に対象となる器具の個数や更新に必要な工事費を精査し、令和9年度当初予算において計上したいと考えております。

次に、予算書の74ページの医業に要する経費のうち、12節委託料の臨床検査委託料についてです。

こちらは、主に血液の検査になります。医師が必要と認め、採血を行ったものを釧路の受託業者に発注しているのですが、先生の判断で検体を送り込むことが増えまして、その分の増額計上となっております。

次に、17節備品購入費の医療機器購入についてです。

まず、点滴注射のような厳密に量を調整できるシリンジポンプを1台購入するのに約27万9000円、尿の分析装置が13万6000円、その他、ナースが使うカートや低体温用体温計、また、医師が使用するためにデジタルカメラを購入しようと考えておりまして、詳細が多岐にわたるものなので、後ほど金額も含めてお知らせしたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 歳入全般に関わる質問です。

正直、今回の予算書を見まして、相当苦勞した予算編成だったのだろうと感じました。定例会の冒頭にあった補正でのほぼ決算に近い状況を見た上で今回の新年度予算を見まし

た。要は、歳出に見合った歳入を見込まなければ予算として成立させられないと私には見えるのです。一般会計からの繰入れを極力抑えながら、そういうことをやっていかなければならないのだと思います。

以前、子育て世代から小児科への要望があり、その対応について一般質問をさせていただきましたが、浜中診療所という医療機関を未来永劫存続してもらわないと地域医療が存続しなくなるという観点からいくと、近年、なかなか厳しい運営状況になっているなど感じております。

その上で、理事者や財政当局も含め、内容はほぼ共有されているのだと思うのですが、見えているものがあるかと思えます。間違いなく、人口減少に伴って患者数が減ることで診療収入も減っています。もっと言わせてもらえば、診療報酬がずっと据え置かれている中でこういう状況を迎え、新聞では大きな公的病院も閉鎖を余儀なくされたという報道もされております。これまでもやってきているのでしようけれども、地域医療を未来永劫継続していくための方策を真剣に考えなければならない時代になってきたなど感じております。

その上で提案です。見えている課題等は共有されている中で、それをさらにはっきりと明確化し、次の対策を考えていく必要があると思っております。ですから、一担当に任せしておくのではなく、庁舎内で副町長を筆頭にした診療所の今後の運営に関する協議会的なものを設置し、その中で今まで見えてきた課題を洗い出して、3年くらい先までの見通しをしっかりと検討し、本当に立ち行かなくなるまで放っておくのではなく、そういう取組を今から始める必要があるだろうと考えます。

これは、事務長が答えられれば事務長でもいいのですけれども、理事者になろうかなと思います。しっかりとした検討委員会なるものを立ち上げながら、今後の診療所の在り方を考えていただきたいと思っておりますので、答弁をお願いします。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、見えている課題は、当然ながら、私もそうですし、事務長も共有しております。釧路管内を見ましても、公立病院の在り方について、釧路医療圏もそうですけれども、役割分担も含めながらいろいろな協議が行われているところでして、浜中診療所においては、対処すべき手法をあらかじめ心積りはしていますけれども、タイミングもあります。これからの患者数の推移も含め、先般に話したとおり、特別養護老人ホームも抱えていますので、なくすことのできない医療機関であることは大前提ですが、歳出に見合った予算の編成につきましては、これまでもそうですし、これからもそうなると思っています。

健康ブームといいますか、健康志向が強い中で入院患者もどんどん減っていることに加え、人口も減っていています。検討会も必要だとは思いますが、課題は見えていますし、対処すべき方法も見えていますので、理事者や担当課を含めて情報共有しながら今後に向けて協議を進めていきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） そこに尽きるのですけれども、なぜ検討委員会なるものという考えに至ったのかを申し上げます。

一般会計からの繰入れを必要な分だけ一般会計から繰入れするのであれば維持はしているのだらうと思います。しかし、そうなりますと、ほかの事業等にも支障が出てくるわけですから、理事者と担当課だけではなく、例えば、財政部局など、庁舎内のいろいろな英知を集めて3年、5年を見据えた計画づくりをすることが大事なのだらうなと思ったからです。

町長がおっしゃったように、仮に広域連携になろうとしてもタイミングがございます。自治体ごとにいろいろな事情がありますから、タイミングも大事ですけれども、まずは現状を庁舎内でしっかりと共有していただきたいという思いがあるのです。全員でなくても構いません。今言ったような数名でも構いませんので、そういった検討委員会なるものはあってしかるべきかなと思います。

再度考えていただきたいなと思いますので、答弁をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） 再質問にお答えします。

検討委員会も必要ですと先ほど言いましたけれども、予算編成に当たっては、当然ながら財政当局とも話した上で決めておりますし、今後の在り方について財政とも真剣に協議しながら進めているところです。

今、医療スタッフを抱えている中で、我々も含めて内部で検討委員会を設置したとて結果は見えていますし、やるべき方法も見えていますから、検討委員会を設置することなく、今までどおり、私を先頭に協議させてください。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 先に予算についてお伺いしたいことがあるので、お聞きします。

一般的に関わるものですが、浜中診療所の実態として、医師が1人減ることを見越しての予算が計上されていると思います。66ページの2節給料の医師では1073万1000円が減額されていますし、関連して70ページの4節共済費の医師では286万7000円の減となっています。それに代わる部分として、町長が苦勞して北大に足を運んだり、札幌医大に足を運んだりして2人の医師の報償費600万円を増やして1200万円を計上しております。

先ほど6番議員が言いましたように、今回の予算編成は相当苦勞されているなということが見えてきますし、努力されていることは評価したいと思います。一般会計からの繰入金金は2億1000万円となりますが、今年度比でいくと340万円くらい落としているということで、これも努力の表れかなと私は思っているのです。

今後の診療所の運営に関しては、6番議員が言われたことも頭に入れなければならない

けれども、私が思うには、町民の命を守る医療機関であるということが大前提に考えれば、一般会計からの繰入れは悪ではないのです。特養と同じで、なければ困るので、支援するということです。そういった意味では、なくてはならない医療機関ですから、2億円ぐらいの繰出金を出しても続けるべきだと私は思います。

6番議員とは違う趣旨で話をさせてもらうのですけれども、そういったことが町民の人口を急激に減らさないことにもつながるのだと私は思うのです。何かあったときに頼れる医療機関をなくさないことは大事なことだと思います。私たちが議員活動をやっている、そういうことを言われる人が結構おりますので、意を強く持って向かってほしいということをお願いしておきます。

また、町民から、診療所の霊安室から外に出すときに階段があつて非常に出しづらいついた声がありました。あんたは議員だから何かの機会に町に言ってくださいよという話がありまして、町民の声を届けるのも私どもの仕事ですので、申し上げます。

小さいことですが、階段を直してスロープにするのは非常に難しいというのは分かるのです。ただ、霊安室から出るものがそんなにびっちりあるわけではないですから、例えば、木製でつくって取り外しが利いて、そのときにだけ置いて終わったら撤去するなど、簡易な方法は考えられると思うのです。ぜひ、修繕料の中でできるのであれば確保してもらって、取り外しができるようなものを置いてもらえないかを含め、答弁をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） 私からは、霊安室の状況についてご説明したいと思います。

診療所の霊安室の内側から外に向かってドアを開けますと、約1メートル幅のプラットフォームといいますか、踊り場がありまして、下り階段が3段設けられています。この場所において、事故やけが、苦情などの報告は一切受けていませんで、私も改修の対象とは認識してきませんでした。ただし、昨年、所長から、ご遺体を搬送する際に階段部分があることでご遺族や搬送業者の方がけがをされる可能性があるのではないか、また、議員がおっしゃったとおり、スロープ化するなどの対応について検討してみてもどうかと提案されました。

このため、春頃に建設業者に現地を確認していただき、どのような対応が可能なのか、必要な予算も含めて検討し、財政当局と打合せをしながら対応したいと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） 5番議員からも今後の診療所に関わっての在り方についてご質問をいただきました。

議員の言われるとおりで思っています。浜中診療所は町民にとっての最後のとりでなのです。そういった意味におきましても、存続に向けて力を注いでいきたいと思っています。

財政シミュレーションも含め、今後10年、20年を勘案しつつ、歳入歳出のバランス

が重要でありますから、執行方針でも述べたように、稼ぐ力、稼げる役場を目指し、そういった方面に力を入れて財源を確保すべく、努力してまいりたいと思っています。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第28号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第29号 令和8年度浜中町水道事業会計予算

○議長（落合俊雄君） 日程第7、議案第29号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第29号令和8年度浜中町水道事業会計予算について、提案の理由をご説明申し上げます。

予算第3条収益的収入及び支出の予算総額は、収入支出それぞれ1億9977万3000円としております。

収益的収入では、1款水道事業収益1項営業収益は給水収益などで1億4759万1000円、2項営業外収益は、他会計補助金、長期前受金戻入益などで5218万2000円を計上しております。

収益的支出では、1款水道事業費用1項営業費用1億8444万円は施設維持管理費用と人件費など、2項営業外費用1233万3000円は企業債利息と消費税及び地方消費税など、3項予備費は300万円を計上しております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出ですが、資本的収入では、1款資本的収入1項企業債は、配水施設耐震化事業に伴う企業債として1億4710万円を計上、2項補助金は7311万9000円、3項工事負担金は557万5000円を計上、資本的支出では、1款資本的支出1項建設改良費は水道メーター器取替え工事、霧多布配水支管耐震化更新工事、霧多布配水池耐震補強工事、西円朱別浄水場ほか電灯LED化工事などで2億52

64万4000円を計上、2項企業債償還金は5110万8000円の計上となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7795万8000円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額2296万9000円及び過年度分損益勘定留保資金5498万9000円で補填するものとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては上下水道課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（島卓君） 予算書の86ページをお開きください。

議案番号を29と、次のページの提出日を4日と記入願います。

令和8年度浜中町水道事業会計予算について補足説明を申し上げます。

第1条では、令和8年度浜中町の水道事業会計の予算は次に定めるところによるとしております。

第2条は、業務の予定量であります。

給水戸数2170戸、年間給水量53万立米、1日平均給水量1452立米、主な建設改良事業は予算説明資料で後ほど説明させていただきます。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めており、収入第1款水道事業収益1億9977万3000円、第1項営業収益1億4759万1000円、第2項営業外収益5218万2000円、支出第1款水道事業費用1億9977万3000円、第1項営業費用1億8444万円、第2項営業外費用1233万3000円、第3項予備費300万円を計上しております。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7795万8000円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額2296万9000円及び過年度分損益勘定留保資金5498万9000円で補填するものとし、収入第1款資本的収入2億2579万4000円、第1項企業債1億4710万円、第2項補助金7311万9000円、第3項工事負担金557万5000円、支出第1款資本的支出3億375万2000円、第1項建設改良費2億5264万4000円、第2項企業債償還金5110万8000円を計上しております。

次に、87ページをお開きください。

第5条では、災害時における指定避難所などの重要給水施設への給水を目的として実施している配水施設耐震化事業について、霧多布配水支管耐震化更新工事及び霧多布配水池耐震補強工事の二つの事業における企業債の限度額を総額1億4710万円に定めようとするものであります。

第6条では一時借入金限度額1億4710万円に定め、第7条では予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定め、第8条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費4799万7000円、第9条では、他会計から

の補助金、一般会計及び下水道事業会計からの補助を受ける金額は3938万3000円とし、第10条ではたな卸資産購入限度額を2000万円に定めようとするものであります。

次に、89ページをお開きください。

令和8年度予算実施計画の内訳につきましては103ページ以降の予算説明資料で説明させていただきますので、省略させていただきます。

91ページをお開きください。

令和8年度予定キャッシュ・フロー計算書について説明いたします。

1の業務活動によるキャッシュ・フロー合計は8257万1000円の増加、2の投資活動によるキャッシュ・フロー合計は1億7395万円の減少、3の財務活動によるキャッシュ・フロー合計は9599万2000円の増加、全てのキャッシュ・フローの合計で461万3000円の増加となり、令和8年度資金期首残高2億1804万2000円と合わせ、令和8年度資金期末残高は2億2265万5000円となる見込みでございます。

次の92ページから96ページの給与費明細書については支給基準が一般会計職員と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

ページを飛びまして、100ページをお開きください。

令和7年度予定損益計算書について説明いたします。

こちらは、令和7年度決算見込みの数値であります。

営業収益では、給水収益とその他の営業収益の合計は1億3435万3000円、営業費用の合計は1億8748万8000円となり、営業の収支は5313万5000円の損失となります。

営業外収益の合計は6605万4000円、営業外費用の合計は1117万2000円となり、営業外の収支は5488万2000円の利益となります。

この結果、令和7年度の収支については、営業収益と営業外収益を合わせました174万7000円が当年度純利益の予定額となり、当年度未処分利益剰余金も同額の174万7000円となる見込みであります。

次に、101ページをご覧ください。

令和7年度予定貸借対照表について説明いたします。

こちらにも令和7年度決算見込みの数値であります。

資産の部では、固定資産、有形固定資産の合計は18億2601万8000円、無形固定資産は141万円で、固定資産の合計は18億2742万8000円、流動資産合計は2億1949万2000円で、資産合計は20億4692万円となります。

次に、102ページをご覧ください。

負債の部では、固定負債合計12億5340万9000円、流動負債合計が5004万6000円、繰延収益合計は3億88万8000円で、負債合計は16億434万3000円、資本の部では、資本金合計3億4548万5000円、剰余金合計9709万20

00円で、資本合計は4億4257万7000円、負債資本合計は20億4692万円となり、資産合計と同額となります。

ページを戻りまして、98ページをお開きください。

令和8年度予定貸借対照表について説明いたします。

こちらは、令和8年度決算見込みの数値であります。

資産の部では、固定資産、有形固定資産の合計は20億879万円、無形固定資産は141万円で、固定資産の合計は20億1020万円、流動資産合計は2億2375万5000円で、資産合計は22億3395万5000円となります。

次に、99ページをご覧ください。

負債の部では、固定負債合計13億7726万2000円、流動負債合計が5794万3000円、繰延収益合計は3億5417万7000円で、負債合計は17億8938万2000円、資本の部では、資本金合計3億4548万5000円、剰余金合計9908万8000円で、資本合計は4億4457万3000円、負債資本合計は22億3395万5000円となり、資産合計と同額となります。

続いて、103ページをお開きください。

令和8年度予算説明資料について説明いたします。

目、節については簡略化して説明させていただきます。

収益的収入第1款水道事業収益1億9977万3000円は1896万4000円の減、1項営業収益1億4759万1000円は、1目給水収益として346万5000円の増で特殊営業用水道使用料の増収を見込むものです。

2項営業外収益5218万2000円は2242万9000円の減、2目他会計補助金3938万3000円は2431万5000円の減です。

次に、104ページです。

収益的支出第1款水道事業費用1億9977万3000円は1896万4000円の減、1項営業費用1億8444万円は1662万5000円の減、1目浄水及び配水費6127万円は690万3000円の増、主な費用としまして、通信運搬費222万3000円は水道事業区域の中央監視用の専用回線使用料、委託料301万5000円は各施設設備の点検委託料を計上、修繕費537万1000円は水道事業区域で突発的に発生する設備故障、漏水に対応する修繕費500万円、公用車の修理等で37万1000円を計上、動力費300万円は水道事業区域の配水池及びポンプ場の動力費を計上、使用料50万8000円は主に管路台帳システム使用料によるもの、負担金4489万4000円は地域水道運営負担金179万6000円、かんがい排水事業運営負担金4309万8000円で、併用施設経費のうち、水道事業に係る経費を一般会計に支出するため、負担金として計上させていただいたものであり、負担金の算出根拠としましては農業用水道事業、水道事業の令和6年度決算値の供給割合によるものとさせていただきます。

次に、105ページをお開きください。

2目総係費5708万9000円は1023万1000円の減、給料2252万9000円は110万9000円の増、手当1206万2000円は128万3000円の増、法定福利費957万1000円は65万1000円の増、委託料482万9000円は1417万9000円の減で、内訳としましては、水道料金徴収委託料448万8000円、水道事業会計消費税確定申告業務委託料34万1000円、減額は主に水道ビジョン及び経営戦略改定版策定委託業務料の減によるもの、賃借料44万9000円は23万1000円の減で、主に検針用のハンディー機器借上料の減によるもの、負担金79万6000円は36万1000円の減で、主に道自治体情報システム協議会負担金減によるもの、賞与引当金繰入額319万9000円は35万1000円の増で、実績に伴い、令和9年度6月賞与に引き当てるものです。

次に、106ページです。

3目減価償却費6476万4000円は181万3000円の減で、主に構築物減価償却費120万1000円の減によるものです。

4目資産減耗費131万7000円は1148万4000円の減で、主に霧多布配水本管道路横断管撤去工事費の減によるものです。

2項営業外費用1233万3000円は233万9000円の減、1目支払利息及び企業債取扱諸費1180万3000円は126万4000円の減で、主に企業債償還利息の減によるもの、2目消費税及び地方消費税50万円は100万円の減で、見込額で計上となります。

次に、107ページです。

資本的収入第1款資本的収入2億2579万4000円は1億9138万2000円の増、1項1目企業債1億4710万円は1億2250万8000円の増で、予算第5条で説明のとおり、事業の財源として起債を予定しているもので建設改良費の財源の一部でございます。

2項1目補助金7311万9000円は6809万2000円の増、令和8年度事業として霧多布配水支管耐震化更新工事及び霧多布配水池耐震補強工事補助対象事業費の3分の1補助で防災・安全交付金の予定額であります。

3項1目工事負担金557万5000円は78万2000円の増で水道メーター器取替え工事に伴う下水道事業負担金増によるものです。

資本的支出第1款資本的支出3億375万2000円は2億1449万4000円の増、1項建設改良費2億5264万4000円は2億646万5000円の増、1目メーター費2189万3000円は541万4000円の増、2目配水施設費2億3075万1000円は2億105万1000円の増で、令和8年度は工事請負費として霧多布配水支管耐震化更新工事、霧多布配水池耐震補強工事、西円朱別浄水場ほか電灯LED化工事、西円朱別浄水場エアコン設置工事を計上、霧多布配水支管耐震化更新工事は、新川十字路付近から霧多布大橋の手前に向けて配水用ポリエチレン管延長680メートルを布設する耐

震化更新工事であります。霧多布配水池耐震補強工事は、2か年の継続事業としまして、榊町の高台にある霧多布配水池を地震動レベル2でも耐え得る施設として補強すべく、耐震補強工事を実施するものであります。負担金として、西円朱別浄水場VPN接続追加業務を計上となります。

2項1目企業債償還金5110万8000円は802万9000円の増となります。

今後の企業債償還計画につきましては議案関係資料の資料11をご参照ください。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第29号の質疑を行います。

収支一括で行います。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 107ページの資本的収入と資本的支出についてお伺いします。

まず、配水施設費の工事請負費2億2996万2000円のうち、霧多布配水支管耐震化更新工事についてです。

今説明がありましたように、新川十字路から榊町のほうまでの管路680メートルを更新するという事です。これについては単年度で令和8年度中に行うということですね。今年度は設計委託が組まれておりました。この財源としては、企業債1億330万円と補助金5166万9000円ということで、一般財源は3万9000円で対応するという内容でよろしいでしょうか。

次に、その下の霧多布配水地耐震補強工事6531万8000円についてです。

これは継続費で、8年度分は7762万8000円で、総事業費は1億4294万6000円と見ているわけですが、これに対する財源についても同じく企業債や補助金で見ているということでしょうか、確認します。

○議長（落合俊雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（島卓君） 107ページの資本的支出のうち、配水施設費の工事請負費の霧多布配水支管耐震化更新工事についてご説明させていただきます。

内容につきましては、先ほど議員がおっしゃられたとおりですが、私からも簡単に補足をさせていただきます。

霧多布配水支管耐震化更新工事につきましては、災害等による被災時において、重要給水施設に安定した水道水の供給を図るために防災・安全交付金を活用して管路の耐震化更新事業を進めるものであります。

先ほども説明したのですが、本業務は、霧多布市街へ供給する配水支管200ミリを昭和50年布設の新川前浜から霧多布大橋手前に向けて布設されている延長702メートルの既設铸铁管のルートを変更し、新川十字路付近から霧多布大橋の手前に向けて配水用ポリエチレン管延長680メートルを布設する耐震化更新工事であります。

なお、霧多布大橋に添架されている配水支管につきましては、平成11年度に耐震化更新済みのため、本工事には含まれておりません。また、この工事は断水を発生させない不

断水工法にて実施いたします。

工事期間につきましては令和8年6月から令和9年2月までを予定しております。

財源は、先ほど議員がおっしゃられたとおり、企業債1億330万円と補助金でして、防災・安全交付金のうち、対象経費が最大3分の1ということで、5166万9000円となる見込みです。残額の3万9000円は自己財源としております。

続きまして、下の霧多布配水池耐震補強工事について内容を補足説明させていただきます。

こちらにつきましても、災害等による被災時において安定した水道水の供給を図るため、防災・安全交付金を活用して配水池の耐震補強更新工事を実施するものであります。

本工事は、榊町、暮帰別、新川、仲の浜、琵琶瀬、霧多布地区へ供給し、基幹配水池である霧多布配水池を地震動レベル2でも耐え得る施設として補強すべく、耐震補強工事をするものであります。配水池の場所は、榊町墓地からさらに奥に進んだ先にあります。

現在の霧多布配水池の竣工年月日が1973年——昭和48年でして、53年を経過しております。有効容量は812立米、構造は鉄筋コンクリートづくりの2池となっております。

業務期間は、令和8年6月から令和9年12月までの2か年の継続事業を予定しております。

なお、工事の詳細につきましては、浜中町水道ビジョンの水道事業施設・管路更新計画に基づき、耐震補強として、工事1年目は主に建物の耐震補強や配水池の躯体工事を実施、工事2年目に場内配管と動力盤、計装盤の更新工事と配水池の水槽の塗装を実施する予定であります。仮設配管を設置し、工事による断水を発生させない不断水工法で実施いたします。

財源は、企業債4380万円、補助金は、防災・安全交付金のうち、対象経費の3分の1で全額を採択された場合に2145万円の見込みとなっております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 先ほど、霧多布配水支管耐震化更新工事の質問の中で、新川十字路から榊町と言ったような気がしますが、これは間違いでしたので、訂正をさせていただきます。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第29号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第30号 令和8年度浜中町下水道事業会計予算

○議長(落合俊雄君) 日程第8、議案第30号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(齊藤清隆君) (登壇) 議案第30号令和8年度浜中町下水道事業会計予算について、提案の理由をご説明申し上げます。

予算第3条収益的収入及び支出の予算総額は、収入支出それぞれ4億414万円としております。

収益的収入では、1款下水道事業収益1項営業収益は使用料などで6173万6000円、2項営業外収益は他会計補助金長期前受金戻入益などで3億4240万4000円を計上しております。

収益的支出では、1款下水道事業費用1項営業費用3億8300万3000円は施設維持管理費用と人件費など、2項営業外費用2063万7000円は企業債利息と消費税及び地方消費税など、3項予備費は50万円を計上しております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出ですが、資本的収入では、1款資本的収入1項企業債は霧多布クリーンセンターストックマネジメント事業改築工事、漁業集落排水施設機能保全工事及び資本費平準化に伴う下水道事業債として1億1010万円、2項国庫補助金は5685万円、3項受益者分担金は55万8000円を計上しております。

資本的支出では、1款資本的支出1項建設改良費は、霧多布クリーンセンターストックマネジメント事業改築工事、漁業集落排水施設機能保全工事、浜中町下水道ストックマネジメント修繕改築計画管路調査委託、茶内及び散布クリーンセンター電灯LED化工事等で1億2805万2000円、2項企業債償還金は1億6179万1000円の計上となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2233万5000円は、過年度分損益勘定留保資金4451万6000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1164万4000円、当年度分損益勘定留保資金6617万5000円で補填するものとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては上下水道課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。(降壇)

○議長（落合俊雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（島卓君） 予算書の108ページをお開きください。

議案番号を35と、110ページの提出日を4日と記入願います。

令和8年度浜中町下水道事業会計予算について補足説明を申し上げます。

第1条では、令和8年度浜中町の下水道事業会計の予算は次に定めるところによりしております。

第2条は、業務の予定量であります。

1の特定環境保全公共下水道の接続戸数910戸、年間処理水量19万立米、1日平均処理水量520立米、2の農業集落排水事業の接続戸数511戸、年間処理水量8万立米、1日平均処理水量219立米、3の漁業集落排水事業の接続戸数130戸、年間処理水量3万立米、1日平均処理水量82立米、各事業の主な建設改良事業は予算説明資料で後ほど説明させていただきます。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めており、収入第1款下水道事業収益4億414万円、第1項営業収益6173万6000円、第2項営業外収益3億4240万4000円、支出第1款下水道事業費用4億414万円、第1項営業費用3億8300万3000円、第2項営業外費用2063万7000円、第3項予備費50万円を計上しております。

次に、109ページをお開きください。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2233万5000円は過年度分損益勘定留保資金4451万6000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1164万4000円、当年度分損益勘定留保資金6617万5000円で補填するものとし、収入第1款資本的収入を1億6750万8000円とし、第1項企業債1億1010万円、第2項国庫補助金5685万円、第3項受益者分担金55万8000円を計上、支出第1款資本的支出は2億8984万3000円とし、第1項建設改良費1億2805万2000円、第2項企業債償還金1億6179万1000円を計上しております。

第5条は、企業債で資本費平準化債として6500万円、内訳は特定環境保全公共下水道事業5170万円、農業集落排水事業1270万円、漁業集落排水事業60万円、令和8年度に実施予定であります霧多布クリーンセンターストックマネジメント改築工事で3070万円、漁業集落排水施設機能保全工事で1440万円、これらの事業における企業債の限度額を総額1億1010万円に定めようとするものであります。

第6条では一時借入金限度額を5592万3000円に定め、第7条では予定支出の各項の経費の金額の流用について定めようとするものであります。

次に、110ページです。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費1379万6000円を計上、第9条では、他会計からの補助金、一般会計からの補助を受

ける金額は2億2176万4000円に定めようとするものであります。

次に、112ページをお開きください。

令和8年度予算実施計画の内訳につきましては125ページ以降の予算説明資料で説明させていただきますので、省略させていただきます。

114ページをお開きください。

令和8年度予定キャッシュ・フロー計算書について説明いたします。

1の業務活動によるキャッシュ・フロー合計は1億488万7000円の増加、2の投資活動によるキャッシュ・フロー合計は7064万4000円の減少、3の財務活動によるキャッシュ・フロー合計は5169万1000円の減少、全てのキャッシュ・フロー合計で1744万8000円の減少となり、令和8年度資金期首残高7157万8000円と合わせ、令和8年度資金期末残高は5413万円となる見込みでございます。

次の115ページから119ページの給与費明細書については支給基準が一般会計職員と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

ページを飛びまして、122ページをお開きください。

令和7年度予定損益計算書について説明いたします。

こちらは、令和7年度決算見込みの数値です。

営業収益の合計は5579万8000円、営業費用の合計は3億6685万3000円となり、営業の収支は3億1105万5000円の損失となります。

営業外収益の合計は3億4062万8000円、営業外費用の合計は2174万9000円となり、営業外の収支は3億1887万9000円の利益となります。

この結果、令和7年度の収支については782万4000円が当年度純利益の予定額となり、未処分利益剰余金は前年度繰越利益剰余金1655万9000円を合わせました2438万3000円となる見込みであります。

次に、123ページをお開きください。

令和7年度予定貸借対照表について説明いたします。

こちらにも、令和7年度決算見込みの数値です。

資産の部では、固定資産、有形固定資産の合計は63億331万6000円、無形固定資産は14万4000円で、固定資産の合計は63億346万円、流動資産合計は8353万9000円で、資産合計は63億8699万9000円となります。

次に、124ページです。

負債の部では、固定負債合計11億2241万8000円、流動負債合計が1億6923万8000円、繰延収益合計は35億1271万8000円で、負債合計は48億437万4000円、資本の部では、資本金合計15億5824万2000円、剰余金合計2438万3000円で、資本合計は15億8262万5000円、負債資本合計は63億8699万9000円となり、資産合計と同額となります。

ページを戻りまして、120ページをお開きください。

令和8年度予定貸借対照表について説明いたします。

こちらは、令和8年度決算見込みの数値であります。

資産の部では、固定資産、有形固定資産の合計は62億226万円、無形固定資産は14万4000円で、固定資産の合計は62億240万4000円、流動資産合計は7775万7000円で、資産合計は62億8016万1000円となります。

次に、121ページをお開きください。

負債の部では、固定負債合計10億7789万7000円、流動負債合計が1億6204万6000円、繰延収益合計は34億4905万6000円で、負債合計は46億8944万9000円、資本の部では、資本金合計15億5824万2000円、剰余金合計3247万円で、資本合計は15億9071万2000円、負債資本合計は62億8016万1000円となり、資産合計と同額となります。

続いて、125ページをお開きください。

令和8年度予算説明資料について説明いたします。

目、節については前年度比較で増減の大きなものを説明させていただきます。

収益的収入1款下水道事業収益4億414万円は156万4000円の増、1項営業収益1目使用料6168万6000円は36万3000円の増、2項営業外収益3億4240万4000円は120万1000円の増、2目他会計補助金2億2176万4000円は400万円の増、3目長期前受金戻入益1億2062万円は149万9000円の減で、農業集落排水事業で一部資産の減価償却費が減ったことが減額要因となっております。

次に、126ページです。

収益的支出1款下水道事業費用4億414万円は156万4000円の増、1項営業費用3億8300万3000円は467万6000円の増、1目管渠費2859万5000円は213万6000円の減、主な費用としまして、修繕料1089万6000円は190万5000円の減で、主に新川十字路マンホールポンプ所2号機着脱装置配管交換及び管渠の修繕費を計上、動力費852万7000円は24万7000円の減、2目処理場費1億1481万2000円は1956万6000円の増、主な費用としまして、委託料7657万7000円は1141万7000円の増で、主にクリーンセンター運転管理委託料の労務単価上昇によるもの、修繕料959万8000円は604万7000円の増で、主に茶内クリーンセンターの継続機器の修繕費を計上、動力費1527万7000円は31万9000円の増、3目総係費2202万7000円は982万6000円の減、給料685万5000円は35万2000円の減、手当312万4000円は8万5000円の減となります。

次に、127ページをお開きください。

負担金627万5000円は85万2000円の減で、主に管理職給与及び法定福利費の50%を負担金として水道事業会計に支出するもの、4目減価償却費2億1746万4000円は275万2000円の減で、主に機械及び装置減価償却費244万4000円

の減によるものとなります。

次に、128ページです。

2項営業外費用2063万7000円は311万2000円の減、1目支払利息及び企業債取扱諸費2013万7000円は161万2000円の減で、企業債利子の減によるもの、2目消費税及び地方消費税50万円は令和8年度分の消費税予定額を計上しております。

次に、129ページをお開きください。

資本的収入1款資本的収入1億6750万8000円は2382万3000円の増、1項企業債1目建設改良企業債1億1010万円は184万円の増で、予算第5条で説明のとおり、事業の財源として起債を予定しているもので、建設改良費の財源の一部でございます。

2項1目国庫補助金5685万円は2195万円の増で、社会資本整備総合交付金事業である霧多布クリーンセンターストックマネジメント事業改築工事及び下水道ストックマネジメント修繕改築計画管路調査委託並びに漁村整備事業である漁業集落排水施設機能保全工事の補助金予定額であります。

次に、130ページです。

資本的支出1款資本的支出2億8984万3000円は3991万9000円の増、1項建設改良費1目下水道事業整備費1億2805万2000円は4139万2000円の増、工事請負費1億1252万5000円は4106万5000円の増で、污水管渠工事として各事業区域の公共ます新規設置工事が920万円、霧多布クリーンセンターストックマネジメント事業改築工事が6827万3000円、漁業集落排水施設機能保全工事が2640万円、茶内及び散布のクリーンセンター電灯LED化工事が865万2000円の計上となっております。

委託料1552万7000円は32万7000円の増で、下水道事業単価策定業務委託料が70万円、下水道ストックマネジメント修繕改築計画管路調査が1260万円、霧多布クリーンセンターストックマネジメント事業改築工事施工管理が222万7000円の計上となっております。

2項1目企業債償還金1億6179万1000円は124万円の減、今後の企業債償還計画につきましては議案関係資料の資料12を参照してください。

次に、131ページをお開きください。

注記表です。

セグメント情報に関する注記です。

こちらのセグメント情報とは、売上げ、損益、その他の財務情報を事業の種類別によって区分し、開示する情報です。

(1)の報告セグメントの概要としまして、当会計は、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の3事業を運営しており、事業区分、事業概要は表

のとおりでございます。

(2)の報告セグメントごとの営業収益等は、3事業の令和8年度決算見込みの予定損益計算書及び予定貸借対照表の数値を簡略化して報告するものであります。3事業を合わせた合計では、営業収益5612万8000円、営業費用3億7030万8000円、営業損失マイナス3億1418万円、経常利益808万7000円、資産62億8016万1000円、負債46億8944万9000円、その他の項目で、他会計補助金2億2176万4000円、減価償却費2億1746万4000円、固定資産増加額1億1640万8000円となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第30号の質疑を行います。

収支一括で行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第30号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第9 閉会中の継続調査の申出について

○議長（落合俊雄君） 日程第9、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉 会 宣 告

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定しました。

これをもって令和8年第1回浜中町議会定例会を閉会します。

（閉会 午後 2時21分）